【個人用】(国家公安委員会規則第１条第３項第１号ロの書面)

**誓　約　書**

私は，インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等

に関する法律第８条第１号から第６号までに掲げる

１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法（昭和４０年法律第４５号）第１８２条、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６０条第１項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成１１年法律第５２号）に規定する罪若しくは性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

３　最近５年間にインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為 の規制等に関する法律第１４条又は第１５条第２項第２号の規定による命令 に違反した者

４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号) 第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において単に「暴力団員」という。)である者又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

５　心身の故障によりインターネット異性紹介事業を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

６　未成年者（児童でない未成年者にあっては、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者並びにインターネット異性紹介事業者の相続人でその法定代理人が前各号及び次号のいずれにも該当しないものを除く。）

のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　　月　　　日

**福井県公安委員会　殿**

住　所

氏　名

備考　５の国家公安委員会規則で定めるものは、「精神機能の障害によりインターネット異性紹介事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」（施行規則第２条の２）をいいます。